

第 8 3 号議案参考資料

議 案 名

埼玉中部資源循環組合の解散及び財産処分について

1 提案理由

埼玉中部資源循環組合の解散及び財産処分について協議したいので、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、この案を提出するものである。

2 協議の内容

(1) 令和 2 年 3 月 3 1 日をもって、埼玉中部資源循環組合を解散することについて

(2) 解散後の次に掲げる財産処分について

ア 吉見町に帰属させる財産に関する事。

イ 基金に関する事。

ウ ア及びイ以外の財産の承継に関する事。

3 例規集

第 2 卷 5, 6 7 1 ページ